

株式会社チャレジオブ 労働者派遣に関わる情報

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第23条5項の規定に従い、下記事業所における労働者派遣事業に係る情報を提供いたします。（令和3年4月1日現在）

許可番号	派 11 - 301456	許可年月日	令和2年4月1日
事業所の名称	株式会社チャレジオブ キャリアサポートセンター		
事業所の所在地	〒330-0074 埼玉県さいたま市浦和区北浦和4-3-4 オキナヤ北浦和ビル1F		

労働者派遣等実績

労働者派遣の数（1日平均）	人
派遣先事業所の数	ヶ所
労働者派遣の料金（1日8時間あたりの平均額）	円
派遣労働者の賃金（1日8時間あたりの平均額）	円
マージン率（小数点第一位未満の端数が生じた場合には、四捨五入）	%

※派遣料金及び労働者賃金平均は、実績に基づく額となりますので、割増賃金等も含まれております。

※【マージン率に含まれる事業運営に必要な経費】社会保険料（保険料の約半分を雇用主であるチャレジオブが負担）、有給休暇費用（有給を取得した際の賃金はチャレジオブが負担）、通勤手当、定期健康診断料、教育訓練に要する経費、求人広告費、システム維持費、その他人件費等事業運営に必要な経費

キャリアアップに資する訓練

教育訓練の種類	対象者	実施方法	費用負担
ビジネスマナー研修	フルタイム1年以上雇用 (入社1年目の方)	OFF-JT	無償
実務訓練	フルタイム1年以上雇用 (入社後1年目以降の方)	OFF-JT	無償
リーダーシップ	フルタイム1年以上雇用 (入社後4年目以降の方)	OFF-JT	無償

労働者派遣法第30条の4第1項の労使協定に関する事項

労使協定を締結しているか否か	無
労使協定の対象となる派遣労働者の範囲	
労使協定の有効期間の終期	

キャリア・コンサルティング相談窓口及び連絡先

相談窓口

(株)チャレジオブ・キャリア相談室

Tel

048-714-0271

